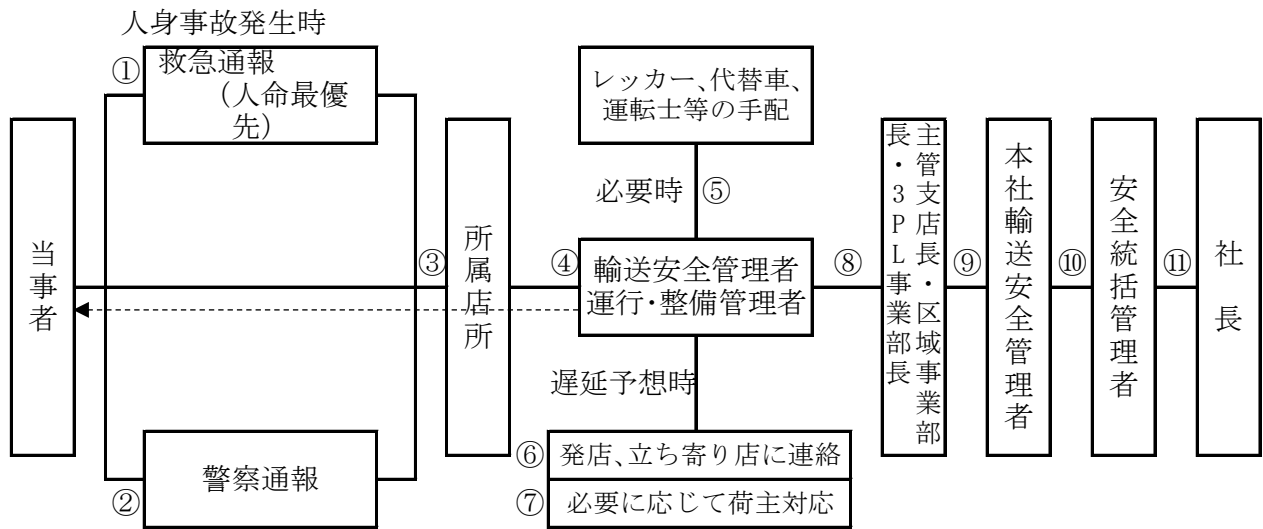


事故・災害時連絡報告手順



【当事者は】

- ① 人命救助（救急通報）を優先する。
- ② 警察に通報する
- ③、④ 所属店所又は輸送安全管理者及び運行・整備管理者に報告し、指示を受ける。

【輸送安全管理者及び運行・整備管理者は】

- ⑤、⑥、⑦ 必要な手配を行い、当事者に指示をする。

【輸送安全管理者は】

- ⑧ 主管支店長・区域事業部長・3PL事業部長に報告する。

【主管支店長・区域事業部長・3PL事業部長は】

- ⑨ 本社輸送安全管理者に報告する。

【本社輸送安全管理者は】

- ⑩ 安全統括管理者又は社長に報告する。

【安全統括管理者は】

- ⑪ 社長に報告する。